

## 第 4 章 株式と株主 No.2 ( 指定教科書 p 7 1 ~ 8 4 )

### 四 株主名簿

#### 1 株主名簿の意義

「株主及び株券に関する事項を明らかにするため、商法上株式会社の取締役が作成( 223 ) および備置 ( 263 ) が義務づけられた帳簿または電磁的記録」

株式会社では、株主の数が多数で、それが絶えず変動することが予定されている ( 自由譲渡性、相続など ) ので、会社と株主の法律関係を確定し、株主管理事務を确实・簡便に処理するためのもの。

株式の譲渡は当事者間では株券の交付だけで足りる(205)が、会社に対する関係では、株式の譲受人が株券を呈示して株主名簿の名義を自己に書き換えてもらわなければ会社に対抗できない(206 I)。

**株主の権利行使は株主名簿の記載に基づいてなされる**

#### 2 株主名簿の記載事項・名義書換の効力

( 1 ) 株主名簿の記載事項 ( 223 ) : その他必要に応じて、登録質(209)、株券不発行(226 / 2)の記載など。

事務処理の便宜と株主の権利行使の便宜のため、電磁的記録による作成が明文で認められた(平成 13 年改正 33 / 2 準用)。

( 2 ) 名義書換の効力 : 会社に対抗できないとは？

会社は株主名簿に記載・記録 ( 以下、記録を略す ) された者を株主として扱えばよく ( **確定的効力** )、その者が株主でなかったとしても責任を負わない ( **免責的効力** )。

名義書換を了した株主は、権利行使のたびに会社に株券を呈示しなくてもよい ( **資格授与的効力** )。

下記につき教科書 p 7 2 論点 1 5 参照

株式譲受人からの名義書換請求を会社が拒絶できるか？

名義書換未了の株主の権利行使を会社が認めることができるか？

名義書換失念と新株引受権の帰属 ( 百選 18 事件参照 )

#### 3 株主名簿の閉鎖と基準日

##### (1) 概要

株主として権利行使ができるのは、原則として権利行使時の株主名簿上の株主である。この株主を的確に把握するための制度として名簿の閉鎖・基準日がある(224 / 3 I・ )。

大量の株主の権利行使を円滑確実にする事務処理上の便宜の制度。

株主総会で議決権を行使しうる株主を確定させるため等に行われる。

( 2 ) 名簿の閉鎖 : 3 ヶ月を超えない一定期間、株主名簿の記載の変更を受け付けず、名簿上の株主を固定する。

( 3 ) 基準日 : 権利行使の前 3 ヶ月以内にあたる一定の日を定めて、その時点における株主名簿に記載のある株主のみに権利行使を認める。基準日以降も名義書換は行われる。

多くの上場会社は、名簿閉鎖と基準日の併用を行い、基準日を設定したうえで、その基準日の株主確定のために名簿閉鎖をして利益配当を受ける株主と総会で議決権を行使する株主を一致させている。

#### 4 所在不明株主の株式競売・売却制度

( 1 ) 所在不明株主 : 会社の株主に対する通知・催告は株主名簿の住所宛に発せられる( 224 )。株主が転居届を怠ると、通知・催告が届かなくなる : 所在不明株主

5 年間継続して通知・催告が届かない場合、会社は当該株主に対して通知・催告をしなくて良い( 224 / 2 )。

株主の権利は消滅しないため、株主の請求があれば配当金を支払わなければならない、議決権の行使も認めなければならないため、会社の管理コストが大きかった。

( 2 ) 株式競売・売却制度 : 取締役会決議により、所在不明株主( 5 年間継続して利益配当を受領していないなどの要件をみたす必要あり ) の有する株式を売却し、その代金を従前の株主に支払う( 224 / 4 ) 制度

売却方法は、競売、市場価格による売却、裁判所の許可による任意の売却、会社自身が買い取る、などの方法が認められる( 224 / 5 )。

#### 5 株主名簿の備置・閲覧( テキスト p 7 4 参照 )

### 五 株式の譲渡

#### 1 株式譲渡の意義

「売買、贈与あるいは交換など法律行為によって株式を移転すること」( 特定承継 )

株式は相続、合併のような包括承継、強制執行による競売等によっても移転する

株式の譲渡は、意思表示 + 株券の交付によって効力を生じる( 205 )。会社への対抗要件として株主名簿への名義書換が必要。

#### 2 株式譲渡自由の原則( 株式の自由譲渡性 )

「株式会社においては、株主は有限責任しか負わず、会社債権者にとっては会社の資本のみが債権の引当であるため、株主に対する出資の払い戻しは認められない。したがって、株主にとって唯一の投下資本の回収手段である株式譲渡の自由は可及的に保障されねばならない。他方、株式会社の社員( 株主 ) たる地位は割合的単位である株式に細分化されるため、株主の個性は問題にならず、自由譲渡性を認めても支障はない。」

### 3 株式譲渡の制限 (譲渡自由の原則の例外)

法律の規定による制限の他、定款および契約により一定の例外が認められている。

#### (1) 法律による制限 (制限の趣旨を理解すること)

**時期による制限**：権利株の譲渡 (190,280 / 14 )、株券発行前の譲渡 (204 )

「権利株」とは「  
」

最判昭 47・11・8 民集 26・9・1489、百選 11 事件参照

**自己株式の取得規制(210)**：会社が自ら発行した株式を買い取ることは、出資の払い戻しと同じことであり、従来は原則として禁止されていた。平成 6 年の改正以後、数度の改正により段階的に規制が緩和されている (詳しくは後述)。

**子会社による親会社株式の取得制限 (211 / 2)**：後述

**端株の譲渡不能 (端株券の廃止)**

**独禁法上の株式取得・保有制限 (独禁 9~11)**：不当な競争制限を防止

#### (2) 定款による制限

**取締役会の承認要する旨の定め (204 但書)**

わが国の大半の株式会社が同族的な閉鎖会社であり、経営者にとって好ましくない者が株主として経営に参加してくることを防ぐ (乗っ取り防止) ため、取締役会の承認が必要とする形での制限を定款におくことを認めた。(これより譲渡を困難にする定めは無効)

取締役会が譲渡を承認しない場合は、会社側から先買権者を指定するか、会社が買い取る (204 / 2 ~ 204 / 5 参照)。

**単元未満株式の譲渡制限 (221 )**：単元未満株式について、会社は単元未満株券を発行しない旨を定款に定めることができる。この定めがあると単元未満株式は譲渡できなくなる。

単元未満株主は会社に対して単元未満株式の買取請求をすることができる (221 )

#### (3) 契約による制限 (契約自由の原則に反せず、譲渡自由の原則の趣旨に反しない限りで有効)

株主相互間の契約：株主同士で売買の予約を行う、など

会社以外の第三者と株主との間の契約

会社と株主との契約

、 は 204 の脱法行為にならない範囲で有効 (契約自由の原則)、 は 204 の脱法行為となるおそれがあり、原則無効であるが、例外的に有効と認められる場合もある。

## 六 自己株式の取得等の規制

### 1 自己株式取得規制の趣旨と規制緩和

- ( 1 ) 取得規制の趣旨：株式の財産的価値に着目すれば、会社が自己株式を取得することは理論的に可能であるが、次のような弊害を防止するため、法定の例外を除き、自己株式の取得は原則として禁止されてきた。
- ( 2 ) **自己株式取得による弊害**  
会社の財産的基盤を危うくする：有償取得により出資の返還・払戻しと同様の結果が生じる、特に会社の業績悪化により株価が下がると二重の損害を被る  
株式取引の公正を害する：相場操縦やインサイダー取引に利用される  
株主平等原則に反する：一部の株主からのみ高値で買い取る等  
経営者の支配権維持に悪用される：敵対的な企業買収に対する防戦買い（経営者が会社の資産を自己の地位の維持のために使うことになる）
- ( 3 ) 従来から認められていた例外（弊害のおそれのないケース）：平成 6 年改正以前  
株式の消却のためにするとき  
合併または他の会社の営業全部の譲受けによるとき  
会社の権利実行のために必要なとき（会社の債務者がその会社の株式以外にめばしい財産を有していないときに、強制執行・代物弁済などで取得するなど）  
株主の株式買取請求に応じるとき  
このほか、典型的に弊害のおそれがない場合（無償取得、第三者の計算での取得：証券会社が顧客の依頼に基づいて自己株式を取得する場合）にも例外的に許される。
- ( 4 ) 規制緩和の歴史  
）平成 6 年改正により認められた例外  
譲渡制限閉鎖会社が売渡請求をしたとき（前 210 ）  
従業員持株制度による使用人に譲渡するための取得（前 210 / 2 ）  
定時総会の決議に基づく利益消却のための取得（前 212 / 2 ）  
譲渡制限閉鎖会社における株主の相続人からの取得（前 210 / 3 ）  
）平成 9 年改正により認められた例外  
取締役または使用人に対する自己株式方式によるストック・オプション制度導入  
消却特例法による取締役会決議による株式消却のための取得  
平成 13 年の改正により廃止
- ( 5 ) 自己株式の質受：株式を質権の目的とすることを株式の質受けという。自己株式の取得の脱法行為としてなされるのを防止するため原則禁止されていたが、昭和 56 年の改正で発行済株式総数の 20 分の 1 を超えない範囲で自由に行えることとされた。平成 13 年改正で規制廃止
- ( 6 ) 平成 13 年改正による原則と例外の逆転  
バブル経済の崩壊以後、株価の下落、低迷が続く中で、国際的な会計基準統一の



事件)だが、相手方からの無効主張は認められないとする。 株式譲渡によって望む結果を得ているし、無効主張を認めると相手方に投機の機会を与えてしまう。

#### ( 4 ) 自己株式の法的地位

**処分義務(改正前 211)の廃止**：会社は取得した自己株式を期間の制限なく保有できる。

**保有中の自己株式の地位**：発行済株式総数は変化しない(当然に消却されるわけではない)。議決権・その他の共益権はない(241 )：取締役が支配の強化に利用しないように。利益配当・中間配当請求権もない(293 但、293 / 5 )。残余財産分配請求権もない：これを認めると清算が終了しなくなるため。新株引受権、株式併合・株式分割を受ける権利が認められるかについて、学説上争いがある：自己株式の財産的価値を維持するために認める見解が有力。

開示：貸借対照表、営業報告書に記載される。平成 13 年改正により**自己株式の資産計上は否定**され、資本の控除項目として扱われることとなった。

<http://ir.nikkei.co.jp/data/pdf/20040624/04065071.pdf>

( トヨタ自動車の決算広告参照 )

#### ( 5 ) 自己株式の処分・消却

処分：取締役会決議でいつでも自由に処分(売却など)できるが、自己株式の処分は、経済的実体为新株発行と類似するため、原則として、これと同様の規制が加えられる( 211 )。

譲渡制限閉鎖会社における自己株式の処分については、株主に与える影響が大きいことから、株主総会の特別決議が必要( 211 )。

消却：会社は保有する自己株式をいつでも、取締役会決議により消却する株式の種類と数を定めて、消却することができる(212 I)。この場合、会社は遅滞なく株式失効の手続きをとらなければならない。

#### ( 6 ) 子会社による親会社株式の取得制限(211 / 2)

子会社が親会社の株式を取得することは原則として禁止：親会社の経営者が不当に自己の支配力維持に利用するおそれが高いため。(子会社の経営者は親会社の経営者によって選任されるため、子会社が保有する親会社株式の議決権を親会社経営者の言いなりに行使するおそれがある)

例外的に許容される場合：a ) 合併・株式交換・株式移転・営業譲受、b ) 権利の実行。その他、解釈上、無償の取得、第三者の計算による取得は認められる。

保有する親会社株式の地位：**議決権その他の共益権(帳簿閲覧権など)はない(241 )**。自益権は認められる。

**処分**：例外的に取得した親会社株式は**相当の時期に処分**しなければならない。

違法な取得：自己株式取得と同じ。